

官報

号外

昭和二十四年三月二十七日

第五回衆議院會議錄第五号

昭和二十四年三月二十六日(土曜日)

議事日程 第四号

午後三時開議

第一 外國爲替管理委員會委員長任命につき事後承認の件

第二 内閣總理大臣の施政方針演説に関する決議案(米窪満亮君外百十五名提出)

第三 内閣總理大臣の施政方針演説に関する決議案(北村徳太郎君外三十六名提出)

第四 自由討議 (前会の続)

本日(土曜日)の會議に付した事件

日程第一 外國爲替管理委員會委員長任命につき事後承認の件

石炭鉱業等の損失の補てんに関する法律案(内閣提出)

石炭鉱業等の損失の補てんに関する法律案(内閣提出)

石炭鉱業等の損失の補てんに関する法律案(内閣提出)

石炭鉱業等の損失の補てんに関する法律案(内閣提出)

石炭鉱業等の損失の補てんに関する法律案(内閣提出)

石炭鉱業等の損失の補てんに関する法律案(内閣提出)

石炭鉱業等の損失の補てんに関する法律案(内閣提出)

石炭鉱業等の損失の補てんに関する法律案(内閣提出)

石炭鉱業等の損失の補てんに関する法律案(内閣提出)

石炭鉱業等の損失の補てんに関する法律案(内閣提出)

石炭鉱業等の損失の補てんに関する法律案(内閣提出)

石炭鉱業等の損失の補てんに関する法律案(内閣提出)

石炭鉱業等の損失の補てんに関する法律案(内閣提出)

石炭鉱業等の損失の補てんに関する法律案(内閣提出)

石炭鉱業等の損失の補てんに関する法律案(内閣提出)

石炭鉱業等の損失の補てんに関する法律案(内閣提出)

石炭鉱業等の損失の補てんに関する法律案(内閣提出)

石炭鉱業等の損失の補てんに関する法律案(内閣提出)

石炭鉱業等の損失の補てんに関する法律案(内閣提出)

石炭鉱業等の損失の補てんに関する法律案(内閣提出)

石炭鉱業等の損失の補てんに関する法律案(内閣提出)

石炭鉱業等の損失の補てんに関する法律案(内閣提出)

石炭鉱業等の損失の補てんに関する法律案(内閣提出)

石炭鉱業等の損失の補てんに関する法律案(内閣提出)

石炭鉱業等の損失の補てんに関する法律案(内閣提出)

石炭鉱業等の損失の補てんに関する法律案(内閣提出)

石炭鉱業等の損失の補てんに関する法律案(内閣提出)

石炭鉱業等の損失の補てんに関する法律案(内閣提出)

午後五時十五分開議

○副議長(岩本信行君) これより會議を開きます。

第一 外國爲替管理委員會委員長任命につき事後承認の件

○副議長(岩本信行君) 日程第一に入ります。去る三月二十三日、内閣から、外國爲替管理委員會委員長に木内信胤君を任命したのでその事後の承認を得たいとの申出がありました。右件を承認するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(岩本信行君) 起立多数。よつて右件は承認するに決しました。

○今村忠助君 日程第二は延期されんことを望みます。

○副議長(岩本信行君) 今村君の動議に御異議ございませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

○副議長(岩本信行君) 御異議なしと認めます。よつて日程第二は延期するに決しました。

○副議長(岩本信行君) 日程第三は提出者より撤回の申出がありました。

石炭鉱業等の損失の補てんに関する法律案(内閣提出)

○今村忠助君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわちこの

際、内閣提出、石炭鉱業等の損失の補てんに関する法律案を議題となし、委員長報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○副議長(岩本信行君) 今村君の動議に御異議ございませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

○副議長(岩本信行君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられま

した。

石炭鉱業等の損失の補てんに関する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。商工委員長理事神田博君。

石炭鉱業等の損失の補てんに関する法律案

石炭鉱業等の損失の補てんに関する法律案

石炭鉱業等の損失の補てんに関する法律案

石炭鉱業等の損失の補てんに関する法律案

石炭鉱業等の損失の補てんに関する法律案

石炭鉱業等の損失の補てんに関する法律案

石炭鉱業等の損失の補てんに関する法律案

石炭鉱業等の損失の補てんに関する法律案

石炭鉱業等の損失の補てんに関する法律案

石炭鉱業等の損失の補てんに関する法律案

石炭鉱業等の損失の補てんに関する法律案

石炭鉱業等の損失の補てんに関する法律案

石炭鉱業等の損失の補てんに関する法律案

石炭鉱業等の損失の補てんに関する法律案

石炭鉱業等の損失の補てんに関する法律案

石炭鉱業等の損失の補てんに関する法律案

石炭鉱業等の損失の補てんに関する法律案

石炭鉱業等の損失の補てんに関する法律案

がでなかつたと認めるものを補てんする。

2 前項の規定により政府が補てんする金額は、石炭鉱業については総額百七億九千四百万円、石炭鉱業以外の鉱業については総額三億二千八百万円、電気事業については総額二十九億九千二百万円をこえてはならない。

3 第一項の規定により補てんする金額は、商工大臣が大蔵大臣と協議して定める基準に従い、商工大臣が定める。

(登録國債の交付)

第二條 政府は、前條の補てんの債務の決済を、登録國債の交付により行ふことができる。

2 前項の規定により決済のため交付する登録國債の交付価格、償還期限及び利率は、次の通りとする。

一 交付価格 額面百円につき百

二 償還期限 十年

三 利率 年五分五厘

3 政府は、前條の補てんの債務の決済のため必要な金額を限り、公債を発行することができる。

(復興金融庫等に対する債務の弁済)

第三條 第一條の規定により補てんを受ける者は、復興金融庫又は別表に掲げる者に対する債務で、商工大臣の指定するものがあるときは、商工大臣及び大蔵大臣の指示するところに従い、同條の規定による補てんとして前條に定める登録國債を受ける権利をもつて当該債務を弁済しなければならぬ。

2 前項の者は、復興金融庫に對

する債務で同項に掲げるものの以外のもので又は別表に掲げる者に対する債務で商工大臣の指定するものがあるときは、同項の権利をもつて当該債務を弁済することができる。

3 別表に掲げる者が前二項の規定により弁済を受領したときは、商工大臣及び大蔵大臣の指示するところに従い、弁済として受領した第一項の権利をもつて復興金融庫に對する債務を弁済しなければならぬ。

4 前三項の弁済により消滅する債務の額は、弁済に充てられた權利に係る登録國債の額面に相当する額とする。

(復興金融庫の償還)

第四條 復興金融庫は、日本銀行の所有する復興金融庫券の償還をするに當り、前條の規定により弁済として受領した權利に係る登録國債をもつて償還に充てることができる。

2 前項の規定により償還される復興金融庫券の額は、償還に充てられた登録國債の額面に相当する額とする。

(税法の特例)

第五條 第一條の規定による補てんを受けた損失の金額のうち、補てんを受けた日の属する事業年度開始の日前一年にあたる日の前日以前に開始した事業年度において生じたもので、法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)による所得及び地方税法(昭和二十三年法律第十号)により事業税を課する場合における所得の計算上まだ損金として繰入金から控除されたことのないものについては、これらの所得の計算上、これを益金に算入しない。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

別表

北海道石炭株式會社
常磐石炭株式會社
山口石炭株式會社
北九州石炭株式會社
西九州石炭株式會社

石炭鑛業等の損失の補てんに関する法律案(内閣提出)に関する報告書
〔都合により最終号の附録に掲載〕

〔神田博君登壇〕

○神田博君 ただいま議題となりました石炭鑛業等の損失の補てんに関する法律案につきまして、商工委員会における審査の経過並びに結果につきまして御報告いたします。

本案は、三月二十四日、本委員会に付託されました。その趣旨といたしましてところは、昨年の春経済力集中排除法が具体的に実施の段階に入り、石炭、石炭鑛業等の新勘定に巨額の赤字の累積しておるものは、同法によつて企業分割を企図しても法律技術的に不可能なことが問題になったのであります。これが新勘定赤字が問題とされるに至つた端緒でございます。次に昨秋、いわゆる企業三原則が提示されて以来、企業の合理化が強く要請されることになり、この面から過去の勘定赤字を急速に処理いたしまして、将来の合理的経営の基礎を確立すべきことが必要とされるに至つたのであります。さらにこれと同時に、復金融資の性格に關して根本的な反省が加えら

れ、過去の赤字融資の色彩を一掃いたしまして、健全な金融機関として育成すべきことが要請されるに至つたのであります。この面から、過去において累積したておりました復金融資の返済について、政府において何らかの措置を講ずる必要が生じて参つたのであります。

以上三つの観点より新勘定の赤字処理方策を検討して來たのであります。が、石炭鑛業、金属鑛業、電気事業の各企業の過去の膨大な赤字の処理を企業自体の責任において行なはざることは事実上不可能でありまして、また過去の赤字をいかに検討いたしまし、その発生原因から見まして、企業の責任に帰することが明らかに不合理であると認定される部分が相当あるものでございます。これらは主としてしまして、過去におけるわが國経済の悪條件下において、これら業種所属の各企業がその興えられた生産目標達成のために避けることができなかったものであります。政府はここににおきまして何らかの措置を講ずる必要があることを認められたのであります。その額は、石炭鑛業については百七億九千四百万円、電気事業については二十九億九千二百万円、金属鑛業については三億二千八百万円を政府補償により処理いたすことといたしまして、これら金額を登録國債によつてまかない、しかもその大部分を復興金融庫に對する債務の弁済に充てることが規定されておるのであります。今回の損失補償金見合いの額は、すでに過去におきまして復金をして赤字融資を行なはせておつたのであります。これによつて政

府は補償の責を失ふことなく、しかも復金の赤字融資の償却の方法をとつたのであります。

本委員会におきましては、二十五日、二十六日の両日にわたつて委員會を開き、本案の審査に入つたのであります。

まず民主自由党の私から、本法の意図するところは石炭鑛業等の過去の赤字を除くことにあるが、赤字発生原因を除くことが一番問題であらうかと思ひ、現在起つてゐる企業の赤字及び将来起り得る赤字に對して政府はいかに考へておられるかという質問をいたしましたのであります。また、この金額で赤字補償は全部終了したのであるかどうか、また現在これら企業には、関連産業に對して多額の未拂ひがあるため、関連産業の受ける困却ははなはだしいものがある、今度の補償は政府が單に肩がわりをするだけであつて、支拂ひ方法に不備な点がある、むしろ現在困つてゐるこれら業者に流して健全企業をやらすべきだと思ひ、政府の所信はどうであるか、と質問いたしましたのであります。その他、本年度石炭四千二百萬トン生産目標に對する政府の具体的方針や、融資額の細部にわたりまして質疑を行いました。

次に日本社会党の今澄委員から、今回融資を受ける産業以外の鉄鋼、肥料等にも今後このような手を打つものであるかどうかとの質問があり、また本法提出の遅延の原因等につきまして政府の所信をたしました。

次に日本共産党川上委員は、本法に計上せられてある融資額の算定の基準や、融資額の内容や、政府の責任に歸すべきものと業者の責任に歸すべきものとの認定等につきまして、きわめて細密なる質疑がありました。これに對しまして、商工大臣、大藏大臣を初め各政府委員よりそれ／＼答弁があつたのであります。

ここで質疑を終了いたしました。ただちに討論に入りまして、民主自由党を代表いたしました私が、趣旨は了とするが、過去に公約したときと実行するときは、この間の時期が非常にずれておる、あまりに長過ぎておるとは遺憾であるが、今回このような措置をとられたことは、遅れたりといへる満足すべきものと認め、関連産業に對してすみやかに政府が何らかの手を打たれんことを希望いたしました。そこで本案につきまして賛成の趣旨を述べました。

次に民主党を代表して橋本金一君は、かような損失補償が適當であるかどうかは別問題としても、企業の合理化のためやむを得ないものと思ひ、発言して、本案に賛成されました。

次に日本社会党を代表して今澄勇君は、詳細に本法を検討するとき種々異論もあるが、本法に盛り込まれてゐる融資の大部分が労働者の費用であるにかんがみ賛成の意を表したのであります。したが、今回の融資額を産業別に検討した場合、金属鑛業があまりにも少額であるといふことをその際指摘されまして、これらの措置を適當に望むとの発言がありました。

最後に、日本共産党を代表して川上貫一君は、いろ／＼な名目をつけて復金の改組にあたり貸付金を強力に回収するやり方は大きな政治的意味を含んでおりはしないか、あるいは原價計算が非常に不正確でありはしないか等の理由をあげられまして、本案に反對をされました。

これで討論を終り、採決いたしました結果、起立多数をもつて可決すべきものと議決いたしましたのであります。以上をもちまして委員長報告いたします。(拍手)

○副議長(岩本信行君) 討論の通告があります。これを許します。川上貫一君

〔川上貫一君登壇〕
○川上貫一君 本案に反對の少数意見を述べます。

これは政府の責任を持ち出さなければならぬものである、企業家の責任に歸すべからざるものである、こういう理由になつておるのであります。が、企業家の責任に歸すべからざるものといふ、こういう行き方で行けば、石炭、電気だけでは足りない、ほかの産業にもたくさんあるわけでありまして、しかるに、電気と炭業を他一部のものにだけ與えるといふことは、結局石炭産業と電力、これの現在の赤字をことごとく今日政府の出資でまかなつてやつてしまふ、こういう形になつておる。このことは、きわめて適當でないばかりでなしに、税金あるいは國民の負担において独占資本の借金をしりぬぐいつてやる、このことにすぎない。

第一には、その証拠に他産業の赤字に對しては何も考慮されていない。答弁のうちに、これは考へていないといふことになつておる。

第二に、公約がしてあるのだ、こういう理由でありました。これは質問に對する答弁のうちにあつたのであり

ます。しかし、この問題はきわめておかし。こういうことを言うならば、昨年の米價の改訂の場合、政府は改訂米價によつて農家に對する米價の補償を行ふといふことを公約してゐる、にもかかわらず、これは少しもやつてない。今度のこの補給金は正式の考案ではない、何とかするといふ程度のものである。一方においてはこれをやらない。石炭、こういうような独占企業に對してはこれを與える。このところに、從來のやり口、このやり口がはつきり出てゐる。

第三には、來年度において、結局この計画が立つておらぬ、予算も明らかになされておらぬ、産業計画も立つておらぬ、復金の性格も明らかになつておらぬ、こういう場合に、大蔵大臣の答弁によると、しり腐れをなくすためにこの年度内に片づけてしまふのだ、こういう御意見なのである。これは、來年度になれば公債も出せない、何も出せない、このどきどきに資本家のしりぬぐいをしやるのだ、こういう形をもつて提出されておる。こういう精神を持つておる。

第四には來年度の交付公債の問題である。來年度は交付公債を出さない。公債を出すこともできない。これは大蔵大臣の答弁によつても、交付公債を出すことそれ自体がいけないのだ。來年度になれば出すことができないものを、なぜこの年度末に出すかといふことです。このこと自体においても、このやり方は適當でない。

第五番目には原價計算の問題であるが、この原價計算の問題で赤字が出るのだ。これはいふまでもなく、これは

れても、結局はこの原價計算の問題、ここに問題がある。この原價計算がきわめて正確である。このところ大きな含みがあつて、独占資本はこれによつて膨大な利潤をあげてゐるのだといふことは、一般の常識になつてゐる。この問題に對しては一つ触れていない。資本家に要求すれば、赤字だといふて、ことごとくこれを國家にあれしやうとしてゐる。どの面から見ても、この支出は、独占資本に對する借金としりぬぐいを國民の血税によつてやろうとする一般的な性格の今までのやり方、このやり方と少しも違わな

第六番目には、これは來年度の一般計画とともに審議すべきものである。來年度の予算、來年度の産業の計画、資金の計画、來年度の復金の性格、こういうものと一緒ならみ合せて初めてこれは支給するなら支給すると決定すべきものであつて、大蔵大臣の言うごとく、しり腐れをなくすために、來年は何もできないのだから、この三月一ぱいに片づけておくのだといふやうな、こういうやり方、これはきわめて無責任なやり方だと思ふ。これに對しては絶対に反對せざるを得ない。これがわれわれの反對の理由であります。

（拍手）
○副議長（岩本信行君） これにて討論は終局いたしました。
採決いたします。本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）
○副議長（岩本信行君） 起立多数。よし。

つて本案は委員長報告の通り可決いたしました。（拍手）

○今村忠助君 自由討議は延期し、明日二十八日定刻より本會議を開きこれを行ふこととし、本日はこれにて散会せられんことを望みます。

○副議長（岩本信行君） 今村君の動議に御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（岩本信行君） 御異議なしと認めます。よつて動議のごとく決しました。

本日はこれにて散会いたします。
午後五時三十三分散会

出席國務大臣
商工大臣 稻垣平太郎君
通信大臣 小澤佐重喜君

（朗読を省略した報告）
一、昨二十五日本院は皇室會議の予備議員及び皇室經濟會議の予備議員を次の通り選任し、且つ予備議員の職務を行ふ順序は頭書の通り決定した旨内閣に通知した。

皇室會議の予備議員
第一 衆議院議員 松岡 駒吉君
第二 衆議院議員 井上 知治君
皇室經濟會議の予備議員
第一 衆議院議員 松岡 駒吉君
第二 衆議院議員 井上 知治君

一、昨二十五日大池事務總長から鬼丸彈劾裁判所裁判長及び小林參議院事務總長宛、本院は彈劾裁判所の裁判員高橋英吉君辭任につきその補欠として古島義英君を裁判員に選定した旨通知した。

一、昨二十五日大池事務總長から小林參議院事務總長宛、本院は同院法規

委員會の委員古島義英君辭任につきその補欠として高橋英吉君を委員に選任した旨通知した。

一、昨二十五日衆議院規則第十四條但書により議長において議席を次の通り変更した。

一六〇 白井 佐吉君
一八九 池田 勇人君
一九六 石原 圓吉君
一九九 瀧 通義君
二〇二 宮原幸三郎君
二一七 田中 元君
二二二 塚原 俊郎君
二二三 福永 健司君
二二四 中村 純一君
二二五 田口長治郎君
二二六 中山 マサ君
二二七 近藤 鶴代君
二四〇 江崎 眞澄君
二五〇 有田 二郎君
二五三 橋本 龍伍君
二五四 高橋 英吉君
二五五 渡邊 良夫君
二五六 周東 英雄君
二五八 鈴木 正文君
二六三 水田三喜男君
二六四 森 幸太郎君
二八一 高橋 權六君
二八四 西村 直巳君
二八一 大村 清一君
三二二 木村 公平君
三二三 松浦 東介君
三二四 三浦實之助君
三二五 根本龍太郎君
三二七 鈴木 仙八君
三三二 井上 知治君
三三五 山口喜久一郎君
三三八 議員 詮三君

一、昨二十五日理事互選の結果次の通り當選した。

法務委員會
理事 吉田 安君
農工委員會
理事 橋本 金一君
農林委員會
理事 寺本 齋君
通信委員會
理事 藤田 義光君

一、昨二十五日常任委員會において、次の通り理事を補欠選任した。

理事 飯塚定輔君（理事降旗徳弥君昨二十五日理事辭任につきその補欠）
一、去る二十四日議長において、次の通り常任委員の辭任を許可した。

予算委員 島村 一郎君
一、去る二十四日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

予算委員 天野 公義君
一、昨二十五日議員から提出した議案は次の通りである。
内閣總理大臣の施政方針演説に關する決議案（北村徳太郎君外三十六名提出）
一、昨二十五日内閣から提出した議案は次の通りである。
造幣局振置運轉資本の増加等に関する法律案

船員保險特別會計法の一部を改正する法律案

失業保險特別會計法の一部を改正する法律案

財政法の一部を改正する法律案

一、昨二十五日議員から次の議案は委員会の審査を省略された旨の要求書を受領した。

内閣総理大臣の施政方針演説に関する決議案

北村徳太郎君外三十六名

一、昨二十五日委員会に付託された議案は次の通りである。

造船局振置運轉資本の増加等に関する法律案(内閣提出第一〇号)

船員保險特別會計法の一部を改正する法律案(内閣提出第一二号)

失業保險特別會計法の一部を改正する法律案(内閣提出第一二二号)

財政法の一部を改正する法律案(内閣提出第一三三号)

以上四件 大蔵委員会 付託

一、常任委員長から提出した左の國政調査承認要求書に対し、議長は、昨二十五日いずれもこれを承認した。

國政調査承認要求書

一、調査する事項 弁護士法に関する事項

少年犯罪に関する事項

二、調査の目的 弁護士法を改正する法律案起草のため少年犯罪防止のため

檢察当局不正防止のため

三 調査の方法 実地調査、小委員会

委員会の設置、関係方面からの意見聴取、資料要求等

四、調査の期間 本会期中

右によつて國政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四條により承認を求め。

昭和二十四年三月二十五日

法務委員長 花村 四郎

衆議院議長幣原喜重郎殿

國政調査承認要求書

一、調査する事項 1 國際經濟に関する総合的調査

2 講和會議に關連する諸問題

二、調査の目的 1 國際經濟の現状及び動向を調査し國民外交の樹立に資す

2 講和條約に關する準備研究

三、調査の方法 官民各方面より意見聴取及び資料要求

四、調査の期間 本会期中

右によつて國政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四條により承認を求め。

昭和二十四年三月二十三日

外務委員長 岡崎 勝男

衆議院議長幣原喜重郎殿

國政調査承認要求書

一、調査する事項 財政及び金融に関する事項

二、調査の目的 税制及び金融制度に関する諸調査

三、調査の方法 小委員会の設置、資料の要求、関係方面より説明並びに意見聴取及び実地調査等

四、調査の期間 本会期中

右によつて國政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四條により承認を求め。

昭和二十四年三月二十四日

大蔵委員長 川野 芳満

衆議院議長幣原喜重郎殿

國政調査承認要求書

一、調査する事項 文部行政に関する事項

二、調査の目的 文部行政確立のため

三、調査の方法 関係各方面より意見並びに説明聴取、参考資料の要求等

四、調査の期間 本会期中

右によつて國政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四條により承認を求め。

昭和二十四年三月二十四日

文部委員長 原 彪

衆議院議長幣原喜重郎殿

國政調査承認要求書

一、調査する事項 商工行政に関する事項

二、調査の目的 鉱工業電氣等の生産実態の把握並びに増産対策の樹立商業貿易等の実情調査並びに振興対策の樹立

三、調査の方法 小委員会の設置、関係各方面より意見聴取報告及び記録の要求実地調査等

四、調査の期間 本会期中

右によつて國政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四條により承認を求め。

昭和二十四年三月二十四日

商工委員長 大野 伴陸

衆議院議長幣原喜重郎殿

國政調査承認要求書

一、調査する事項 地方図書館に関する事項

二、調査の目的 國立國會図書館と地方図書館との一体的運営検討のため

三、調査の方法 関係方面より説明聴取並びに参考資料の要求等

四、調査の期間 本会期中

右によつて國政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四條により承認を求め。

昭和二十四年三月二十三日

図書館委員長 早稻田柳右エ門

衆議院議長幣原喜重郎殿